

堺市公報 第195号	令和3年11月19日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	5
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	14
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	14
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	15
○公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値について 【建築都市局住宅部住宅管理課】	16
○道路法に基づく国道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	17
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	19
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	

【建設局土木部路政課】	21
＜公告＞	
○堺市立農業公園「加工体験施設」収穫・グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	23
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	24
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	39
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	39
＜農業委員会規則＞	
○堺市農業委員会総会規則の一部を改正する規則	
【農業委員会事務局】	40

## 告 示

堺市告示第368号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

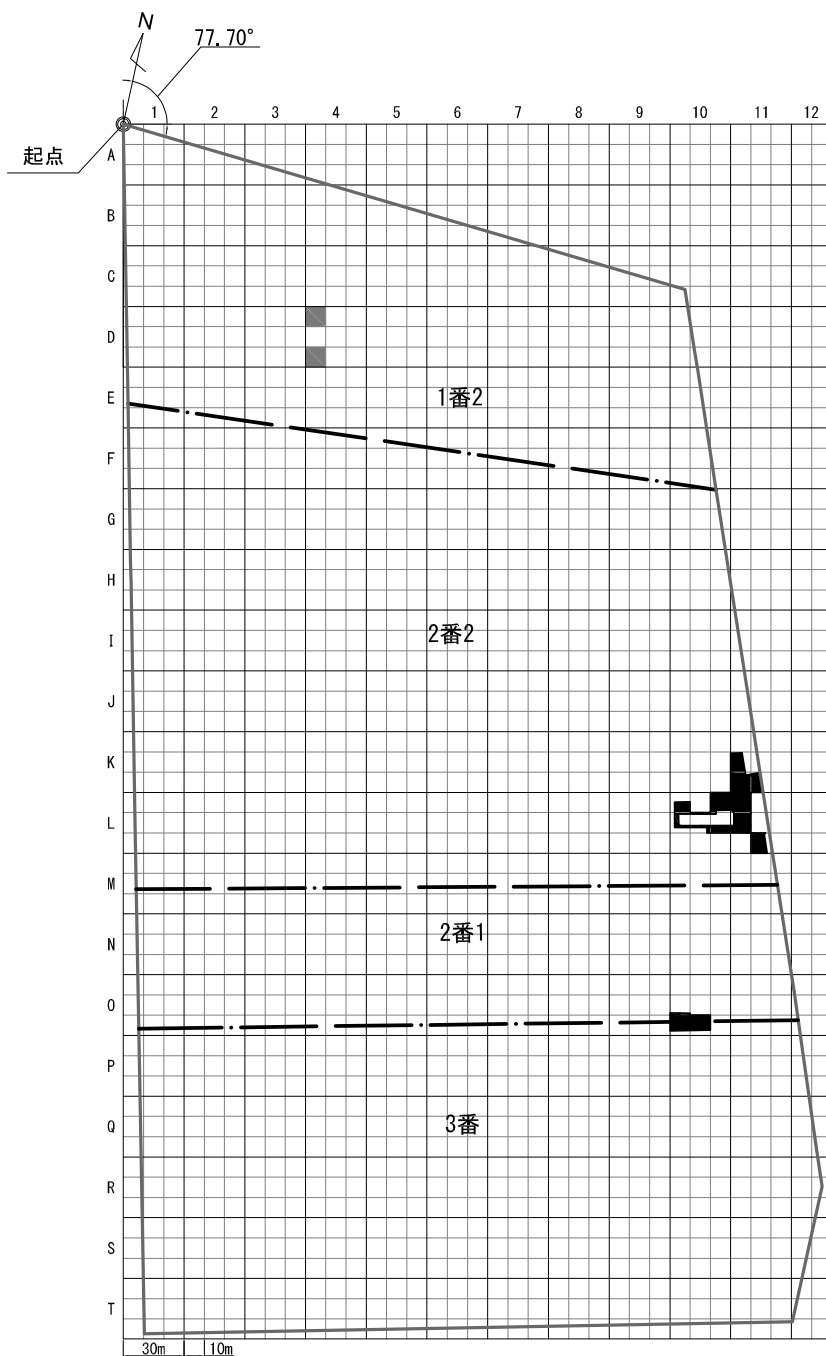
- 1 指定する形質変更時要届出区域  
堺市堺区大浜西町1番2、2番1、2番2及び3番の各々の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物


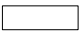
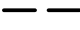



ふっ素及びその化合物

- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

形質変更時要届出区域

別紙



- 凡例
-  敷地範囲
  -  30m格子
  -  筆境界
  -  10m格子  
(单位区画)
  -  形質変更時要届出区域
  -  形質変更時要届出区域  
(令和3年8月27日告示 法指-65)

区画番号 凡例

1		
1	2	3
4	5	⑥
7	8	9

A1-6

## 堺市告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776401909
事業所名称	コネクトケア
事業所所在地	堺市南区土佐屋台1367番地 谷口ハイツ13号室
指定の申請者	株式会社C o n n e c t ・ W o r k
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区向陵中町二丁4番20-202号
代表者名	森健一
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776503209
事業所名称	ウインズヘルパーステーション
事業所所在地	堺市北区新堀町二丁106番2号
指定の申請者	株式会社ウインズ
主たる事務所の所在地	大阪府松原市天美東七丁目6番10号
代表者名	伊藤一枝
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776600591
-----------	------------

事業所名称	穂の香訪問介護ステーション堺
事業所所在地	堺市美原区小寺64-15
指定の申請者	株式会社穂の香
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号
代表者名	太田篤史
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766090514
事業所名称	ベーグル訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区竜神橋町一丁目6-2-403
指定の申請者	株式会社ベーグル
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区四条通2番1号
代表者名	柳川裕之
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766190504
事業所名称	訪問看護ステーション真月
事業所所在地	堺市中区深井中町1415番地6
指定の申請者	株式会社ハッピービジョン
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井中町1415番地6
代表者名	山口繁
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766290254
-----------	------------

事業所名称	訪問看護ステーションアイリス
事業所所在地	堺市東区菩提町3-9-1
指定の申請者	株式会社シーヒューマン
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目2-26
代表者名	中芝廉
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766490342
事業所名称	シード訪問看護
事業所所在地	堺市南区晴美台四丁8番7号
指定の申請者	シード訪問看護株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区晴美台四丁8番7号
代表者名	種綾香
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776303162
事業所名称	介護福祉サービスRitz Welfare
事業所所在地	堺市西区浜寺公園町三丁201-12 グラミーパーク301
指定の申請者	株式会社Ritz Imperial
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺公園町三丁201番地12 グラミーパーク301
代表者名	上嶋伸一
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303170
事業所名称	すみれの家介護サービス
事業所所在地	堺市西区山田二丁189-8
指定の申請者	株式会社総合医療サポート
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区草尾273番地2
代表者名	仮家芳彦
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776600609
事業所名称	よつば福祉用具サービス
事業所所在地	堺市美原区多治井157-35
指定の申請者	よつば合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市都島区友渕町三丁目1番1-413号
代表者名	井桁康裕
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303170
事業所名称	すみれの家介護サービス
事業所所在地	堺市西区山田二丁189-8
指定の申請者	株式会社総合医療サポート
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区草尾273番地2
代表者名	仮家芳彦
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売



介護保険事業所番号	2776600609
事業所名称	よつば福祉用具サービス
事業所所在地	堺市美原区多治井157-35
指定の申請者	よつば合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市都島区友渕町三丁目1番1-413号
代表者名	井桁康裕
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

## 堺市告示第370号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766090514
事業所名称	ベーグル訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市堺区竜神橋町一丁6-2-403
指定の申請者	株式会社ベーグル
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区四条通2番1号
代表者名	柳川裕之
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766190504
事業所名称	訪問看護ステーション真月
事業所所在地	堺市中区深井中町1415番地6
指定の申請者	株式会社ハッピービジョン
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井中町1415番地6
代表者名	山口繁
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766290254
事業所名称	訪問看護ステーションアイリス
事業所所在地	堺市東区菩提町3-9-1
指定の申請者	株式会社シーヒューマン
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目2-26
代表者名	中芝廉
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766490342
事業所名称	シード訪問看護
事業所所在地	堺市南区晴美台四丁8番7号
指定の申請者	シード訪問看護株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区晴美台四丁8番7号
代表者名	種綾香
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2776303162
事業所名称	介護福祉サービスR i t z W e l f a r e
事業所所在地	堺市西区浜寺公園町三丁201-12 グラミーパーク301
指定の申請者	株式会社R i t z I m p e r i a l
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺公園町三丁201番地12 グラミーパーク301
代表者名	上嶋伸一
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303170
事業所名称	すみれの家介護サービス
事業所所在地	堺市西区山田二丁189-8
指定の申請者	株式会社総合医療サポート
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区草尾273番地2
代表者名	仮家芳彦
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776600609
事業所名称	よつば福祉用具サービス
事業所所在地	堺市美原区多治井157-35
指定の申請者	よつば合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市都島区友渕町三丁目1番1-413号
代表者名	井桁康裕
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776303170
事業所名称	すみれの家介護サービス
事業所所在地	堺市西区山田二丁189-8
指定の申請者	株式会社総合医療サポート
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区草尾273番地2
代表者名	仮家芳彦
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776600609
事業所名称	よつば福祉用具サービス
事業所所在地	堺市美原区多治井157-35
指定の申請者	よつば合同会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市都島区友渕町三丁目1番1-413号
代表者名	井桁康裕
指定年月日	令和3年10月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

~~~~~

堺市告示第371号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年11月19日

堺市長 永藤英機

| 法人名             | 事業内容   | 事業所名            | 事業所所在地                          | 指定年月日     |
|-----------------|--------|-----------------|---------------------------------|-----------|
| 株式会社 Donuts     | 共同生活援助 | グループホーム<br>ドーナツ | 大阪府堺市堺区香ヶ丘町一丁8番21号              | 令和3年11月1日 |
| 合同会社 CARE POWER | 行動援護   | WAWAスポ          | 大阪府堺市堺区竜神橋町二丁1番17号<br>ルミライズ堺501 | 令和3年11月1日 |
| 合同会社 昭          | 居宅介護   | ヘルパーステーション未知    | 大阪府堺市堺区浅香山町三丁2番3号<br>サンハイツ201号室 | 令和3年11月1日 |
| 合同会社 昭          | 重度訪問介護 | ヘルパーステーション未知    | 大阪府堺市堺区浅香山町三丁2番3号<br>サンハイツ201号室 | 令和3年11月1日 |
| 合同会社 昭          | 同行援護   | ヘルパーステーション未知    | 大阪府堺市堺区浅香山町三丁2番3号<br>サンハイツ201号室 | 令和3年11月1日 |

## 堺市告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年11月19日

堺市長 永藤英機

| 法人名        | 事業内容   | 事業所名       | 事業所所在地                        | 廃止年月日     |
|------------|--------|------------|-------------------------------|-----------|
| 株式会社 みらいじゅ | 就労定着支援 | みらいじゅDOORS | 大阪府堺市堺区大町東一丁1-2 ATOMICBLD. 6F | 令和3年10月1日 |

|                |        |                            |                                             |                |
|----------------|--------|----------------------------|---------------------------------------------|----------------|
| 社会医療法人 同<br>仁会 | 居宅介護   | 耳原ヘルパー<br>ステーションとも<br>うず大浜 | 大阪府堺市堺区新在<br>家町西三丁1番10号<br>新在家ビル2階第<br>27号室 | 令和3年10月<br>1日  |
| 社会医療法人 同<br>仁会 | 重度訪問介護 | 耳原ヘルパー<br>ステーションとも<br>うず大浜 | 大阪府堺市堺区新在<br>家町西三丁1番10号<br>新在家ビル2階第<br>27号室 | 令和3年10月<br>1日  |
| 社会福祉法人 天<br>照会 | 居宅介護   | はるのヘルパー<br>ステーション浜<br>寺    | 大阪府堺市西区浜寺<br>石津町西四丁14-12<br>OHANA浜寺         | 令和3年10月<br>31日 |
| 社会福祉法人 天<br>照会 | 重度訪問介護 | はるのヘルパー<br>ステーション浜<br>寺    | 大阪府堺市西区浜寺<br>石津町西四丁14-12<br>OHANA浜寺         | 令和3年10月<br>31日 |

## 堺市告示第373号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

令和3年11月19日

堺市長 永藤英機

| 法人名                | 事業内容   | 事業所名              | 事業所所在地                 | 廃止年月日          |
|--------------------|--------|-------------------|------------------------|----------------|
| 有限会社 輝ケア<br>センター39 | 地域移行支援 | 有限会社輝ケア<br>センター39 | 大阪府堺市中区深井<br>中町1964番地5 | 令和3年10月<br>31日 |
| 有限会社 輝ケア<br>センター39 | 地域定着支援 | 有限会社輝ケア<br>センター39 | 大阪府堺市中区深井<br>中町1964番地5 | 令和3年10月<br>31日 |

## 堺市告示第374号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和3年11月1日）

| 設置者名称                  | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所                       | 事業の種類          | 事業所の名称                                                   | 事業所の所在地                                         | 事業所番号      |
|------------------------|------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------|
| 株式会社マーブル               | 大阪市中央区<br>内本町一丁目<br>2番13号 谷<br>四ばんらいビル3階 | 放課後等<br>デイサービス | マーブル府大<br>前アカデミア                                         | 堺市北区中百舌<br>鳥町6丁目998-<br>8 サンキャッ<br>スルなかもず1<br>階 | 2756520389 |
| 合同会社メ<br>ゾフォルテ         | 堺市西区草部<br>135番地8                         | 児童発達支<br>援     | 発達支援・放<br>課後デイサー<br>ビス 音楽特<br>化型・学習支<br>援教室 メロ<br>ディぽけっと | 堺市西区草部13<br>5番地8                                | 2756320277 |
|                        |                                          | 放課後等デ<br>イサービス |                                                          |                                                 |            |
| 株式会社N<br>EXT S<br>TAGE | 神戸市垂水区<br>塩屋北町四丁<br>目17番1号               | 児童発達支<br>援     | 個別支援特化<br>型 放課後等<br>デイサービス<br>ウィズ・ユ<br>ー 堺 石津<br>川       | 堺市西区浜寺石<br>津町西三丁目3<br>番3号                       | 2756320269 |
|                        |                                          | 放課後等デ<br>イサービス |                                                          |                                                 |            |

堺市告示第375号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定によ

り告示する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者（廃止日 令和3年9月30日）

| 設置者名称    | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類   | 事業所の名称 | 事業所の所在地        | 事業所番号      |
|----------|--------------------|---------|--------|----------------|------------|
| 株式会社ゆずの佳 | 堺市北区金岡町3001番地18    | 障害児相談支援 | ゆずサポ   | 堺市中区土師町3丁32-32 | 2776100147 |

堺市告示第376号

堺市営住宅条例施行規則（平成9年規則第70号）第10条第1項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）について定めたので、同規則第10条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

| 住宅名    | 住宅の設備の状況 | 住戸番号                                                                                       | 特定目的区分 | 構造   | 利便性係数 |
|--------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|-------|
| 石津鉄筋住宅 | 浴槽改善無    | 101号、102号、105号、107号、112号、113号、209号、211号、309号、310号、401号、402号、403号、408号、409号、511号、512号及び515号 | 一般     | 中層耐火 | 0.77  |
| 石津鉄筋住宅 | 浴槽改善有    | 上欄以外の住戸番号                                                                                  | 一般     | 中層耐火 | 0.81  |



堺市告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

| 路線名    | 区間<br>から<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の   |       | 備考    |
|--------|----------------|--------|-------|-------|-------|
|        |                |        | 幅員m   | 延長m   |       |
| 国道309号 | 美原区黒山1010番地先   | 旧      | 21.60 | 67.40 | K0309 |
|        |                | 新      | 21.60 |       |       |
|        | 美原区黒山1005番地先   | 旧      | 21.60 | 67.40 |       |
|        |                | 新      | 24.60 |       |       |



堺市告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

### 道路区域変更調書

| 路線名     | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考    |
|---------|----------------|--------|--------------|-------|-------|
|         |                |        | 幅員m          | 延長m   |       |
| 宮本1号線   | 北区宮本町7番2地先     | 旧      | 3.56<br>3.59 | 4.63  | ※0065 |
|         | 北区宮本町7番2地先     | 新      | 3.78<br>3.80 | 4.63  |       |
| 南花田19号線 | 北区南花田1700番1地先  | 旧      | 2.65<br>3.65 | 32.58 | ※0171 |
|         | 北区南花田1700番1地先  | 新      | 3.32<br>3.82 | 32.58 |       |



堺市告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和3年11月19日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

| 路線名    | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考   |
|--------|----------------|--------|--------------|-------|------|
|        |                |        | 幅員m          | 延長m   |      |
| 金岡45号線 | 北区金岡町2229番地先   | 旧      | 2.26<br>3.49 | 11.19 | 加203 |
|        | 北区金岡町2229番地先   | 新      | 3.07<br>3.87 | 11.19 |      |
| 鳳北3号線  | 西区鳳北町3丁90番1地先  | 旧      | 1.60<br>1.70 | 8.06  | 加119 |
|        | 西区鳳北町3丁90番1地先  | 新      | 2.60<br>2.81 | 8.06  |      |
| 鳳北22号線 | 西区鳳北町3丁91番1地先  | 旧      | 1.50<br>1.63 | 13.58 | 加138 |
|        | 西区鳳北町3丁90番1地先  | 新      | 2.70<br>2.79 | 13.58 |      |

公 告

堺市公告第569号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」収穫・グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」収穫・グルメ体験教室の利用料金

1 いちご収穫体験（食べ放題）料金

| 区 分          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 大人（中学生以上）    | 1,800円 |
| 子ども（小学生）     | 1,400円 |
| 幼児（3歳～小学生未満） | 1,000円 |
| 1歳～2歳        | 500円   |

2 いちご収穫体験＋グルメ体験教室料金

| 内 容                  | 金 額    |
|----------------------|--------|
| 収穫体験（1パック）＋いちごパフェ教室  | 1,800円 |
| 収穫体験（1パック）＋いちご大福教室   | 1,800円 |
| 収穫体験（1パック）＋いちごタルト教室  | 2,000円 |
| 収穫体験（1パック）＋いちごパイ教室   | 1,800円 |
| 収穫体験（1パック）＋いちごどら焼き教室 | 1,800円 |

3 いちご収穫体験（量り売り）料金

| 内 容        | 単 位 | 金 額 |
|------------|-----|-----|
| 収穫体験（量り売り） | 1 g | 2円  |

~~~~~

堺市公告第570号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機



令和3年度 第8号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年11月4日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権						
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
堺市南区城山台 3丁目番3-504号	田中 丈悦	南区畑	1401- 1	田	2,466	堺市南区畑94 番地	辻畑 奈央	賃貸による 権利	畑として 利用	令和4年1月1日	令和6年12月31日	72,000 (3年 分)	3年分を 始期時点 において 支払
						堺市南区畑94 番地	辻畑 実加						
堺市北区百舌鳥 西之町2丁目535 番地	松川 武美	北区野遠町	364	田	1,137	愛知県東海市加 木屋町南鹿持1 番地6(S棟203 号)	井田 有希	使用貸借によ る権利	畑として 利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
						堺市北区百舌鳥 本町2丁目145番 地	小林 義博						
堺市南区豊田1 088番地	東野 淳一	南区豊田	1089- 1	田	492	堺市南区豊田1 644番地	中井 芳之	使用貸借によ る権利	田として 利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
			1090- 1										
堺市北区北花田 町2丁目2番地1 (904号)	今林 久幸	美原区平尾	1375- 1	田	1,025	堺市美原区平尾 2656番地	上田 絹江	使用貸借によ る権利	畑として 利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
堺市東区高松5 番地	阪口 茂樹	東区北野田	694	田	1,140	堺市東区草尾3 68番地3	村上 三恵子	使用貸借によ る権利	田として 利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
堺市東区高松5 番地	阪口 茂樹	東区北野田	697	田	948	堺市東区北野田 422番地1	樋上 清藏	使用貸借によ る権利	畑として 利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
堺市中区深井水 池町2859番地6	谷川 幸司	中区 深井畑山町	2538	畑	1,963	堺市中区東山3 25番地	樋上 清藏	使用貸借によ る権利	畑として 利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
堺市北区蔵前町 3丁目4番3号	村田 敏明	北区中村町	169	田	1,824	堺市北区中村町 241番地1	山内 美智子	使用貸借によ る権利	田として 利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市南区稲葉2丁1737番地	寺山 久	南区稲葉1丁	3121	田	955	堺市南区稲葉1丁3137番地3	寺山 恒彦	使用貸借による権利	田として利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
						堺市南区稲葉1丁3137番地3	寺山 スミ子						
						堺市南区稲葉1丁3137番地3	寺山 亘征						
						堺市南区晴美台3丁4番地14	寺山 雅裕						
堺市南区稲葉2丁1737番地	寺山 久	南区稲葉1丁	3112	田	2,353	堺市南区稲葉2丁3088番地1	野口 徹	使用貸借による権利	田として利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
堺市南区稲葉2丁1737番地	寺山 久	南区稲葉2丁	1802-1	田	1,160	堺市南区稲葉2丁2936番地1	辻野 春夫	使用貸借による権利	田として利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
堺市北区八下北4番30号	田中 茂	北区野遠町	79-2	畑	126	堺市北区野遠町539番地1	西野 忠利	使用貸借による権利	畑として利用	令和4年2月1日	令和7年1月31日	-	-
						北区野遠町311-3	畑						

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人大阪府みどり公社	西区太平寺	252	畑	1,089のうち 894	堺市西区草部1 362番地3	井上 敬弘	貸借による農地中間管理事業共通事項 <sub>1</sub>	畑として利用	令和3年12月1日	令和8年11月30日	24,000	毎年度貸手指定口座に振込
	西野 隆明												
堺市中区毛穴町218番地1 シャーマン鈴の宮103号	西野 隆明	西区草部	467-1	畑	634のうち 504	堺市西区草部3 74番地	阪口 昌世	使用貸借による農地中間管理事業共通事項 <sub>2</sub>	畑として利用	令和3年12月1日	令和8年11月30日	-	-
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	野崎 勲	西区草部	468-3	畑	1,087のうち 676	大阪府みどり公社	野崎 勲						
大阪市港区磯路1丁目4番13-7 03号		西区草部	468-4	畑	1,137								

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業1

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
—	—	—



### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
—	—	—

## 農地中間管理事業2

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
賦課金、水利費	賦課金、水利費とも地権者が負担する	—

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金、水利費	賦課金、水利費とも地権者が負担する	—



堺市公告第571号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和3年11月5日 第E-10号
  
- 2 対象区域 堺市堺区協和町1丁40番1、44番1、44番4、1番11の一部、1番18の一部及び地先里道
  
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区山田一丁1092番6
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区東湊町五丁285番地2  
大拓木材株式会社

代表取締役 裏部 光一

## 農業委員会規則

堺市農業委員会総会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年11月19日

堺市農業委員会

会長 檀 野 隆 一

堺市農業委員会規則第2号

### 堺市農業委員会総会規則の一部を改正する規則

堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第4条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員及び推進委員は、出産のため総会に出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ会長に欠席を届け出ることができる。

第8条ただし書中「諮つて」を「諮って」に改める。

第9条中「なつた」を「なった」に改める。

第13条中「先立つて」を「先立って」に改め、同条ただし書中「諮つて」を「諮って」に改める。

第14条中「なつた」を「なった」に改める。

第15条中「とき」を「時、」に改める。

第17条第1項中「諮つて」を「諮って」に改め、同条第2項ただし書中「会長は起立」を「、会長は、起立」に改める。

第18条中「署名捺印し」を「署名し」に改め、同条第7号中「採決」を「採決し、」に改める。

第20条中「なつた」を「なった」に改める。



第24条第2項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第25条ただし書中「諮つて」を「諮って」に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。